



今回のテーマは **信託** です。

## 信託って？

言葉の通り、「財産を信じて託す」こと

あなたの財産を信頼できる人または会社に預けて  
預ける目的に従って管理してもらうことを言います。

信託に関わる登場人物



- ①委託者
- ②受託者
- ③受益者

財産を

預ける人

預かる人

預けた財産から利益を得る人



私にも、信託を使うような場面がありますか？

高齢・年少などの親族が  
財産を管理できるか心配

贈与を考えているが  
無駄遣いしないか心配

遺言を後日  
勝手に変えられないか心配

あります！  
例えばこんな時



こんな信託契約が便利です。

- 親族全員の合意が  
変更条件とする信託契約
- 贈与者が引き続き  
財産を管理する信託契約
- 親族が代わりに  
財産を管理する信託契約



知らなかった！

活用の仕方は幅広く、信託は可能性に満ちています。  
お話を丁寧にお聞きし、ベストな方法をご提案します。



司法書士法人  
**F&Partners**

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階  
【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区区内本町1丁目1番1号 OCTビル3F  
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルテ1932-113

